

総務政策委員会記録

開会年月日	令和7年12月18日
開会時刻	午前9時56分
閉会時刻	午前10時17分
出席委員名	◎品川幸久 ○久保 真 大野寛文 小阪史章
	神谷明子 杉村 剛 吉井詩子
	北村 勝 議長
欠席委員名	なし
署名者	大野寛文 小阪史章
担当書記	野村格也
審査案件	議案第105号 令和7年度伊勢市一般会計補正予算（第4号） （総務政策委員会関係分）
	議案第118号 伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部改正について
	議案第120号 賓日館条例の全部改正について
	議案第121号 伊勢市火災予防条例の一部改正について
	議案第129号 いせ市民活動センターの指定管理者の指定について
	議案第130号 伊勢市矢持会館の指定管理者の指定について
	議案第131号 伊勢市朝熊ふれあい会館の指定管理者の指定について
	閉会中の継続審査・調査案件について
説明員	危機管理部長、危機管理部参事、危機管理課長
	環境生活部長、環境生活部参事、市民交流課長
	消防長、予防課長、予防課副参事
	その他関係参与

審査経過

品川委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に大野委員、小阪委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、12月15日の本会議において審査付託を受けた「議案第105号 令和7年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）中、総務政策委員会関係分」外6件を審査し、いずれも全会一致で原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定した。

また、付託案件の審査終了後、閉会中の継続審査・調査案件について、「防災対策に関する事項」、「ふるさと未来づくりに関する事項」、「公共施設マネジメントに関する事項」、「総合計画推進事業に関する事項」及び「自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する事項」とすることと決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時56分

◎品川幸久委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、大野委員、小阪委員の御両名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る12月15日の本会議におきまして総務政策委員会に審査付託を受けました7件及び「閉会中の継続審査・調査案件について」であります。

案件名については審査案件一覧表のとおりでございます。

お諮りいたします。

審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

【議案第105号 令和7年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）（総務政策委員会関係分）】

◎品川幸久委員長

それでは、「議案第105号 令和7年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）中、総務政策委員会関係分」を御審査願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の16ページをお開きください。款2総務費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、款2総務費の審査を終わります。
次に22ページをお開きください。款11教育費を御審査願います。
当委員会の所管は、項5社会教育費、目3文化振興費です。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、款11教育費の当委員会関係分の審査を終わります。
以上で歳出の審査を終わります。
次に12ページにお戻りください。
12ページから15ページの歳入の審査を一括でお願いいたします。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。
次に、1ページにお戻りください。1ページから7ページの条文の審査を一括でお願い
をいたします。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、条文の審査を終わります。
以上で議案第105号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第105号 令和7年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）中、総務政策委員会関
係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第118号 伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、条例等議案書の50ページをお願いします。
50ページから53ページの「議案第118号 伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部
改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、議案第118号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第118号 伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第120号 賓日館条例の全部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、61ページをお開きください。

61ページから67ページの「議案第120号 賓日館条例の全部改正について」御審査を願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第120号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第120号 賓日館条例の全部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第121号 伊勢市火災予防条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、68ページをお開きください。

68ページから82ページの「議案第121号 伊勢市火災予防条例の一部改正について」を審査願います。

御発言はありませんか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

おはようございます。すみません、伊勢市火災予防条例の一部改正についてお聞きをいたします。今回の改正点といたしましては、大きく3点あって、まず林野火災注意報の創設と感震ブレーカーの設置の促進、それからサウナ設備の一部改正ということの3点がありますが、このうちの感震ブレーカーの設置の促進について少しお尋ねをいたしたいと思います。

令和5年の6月にも本会議上で一般質問もありました。まずこの感震ブレーカーについて、どういったものなのかちょっと御説明願いたいと思います。

◎品川幸久委員長

予防課副参事。

●鈴木予防課副参事

吉井委員の御質問にお答えいたします。感震ブレーカーとは、地震の際に揺れを感知すると自動的にブレーカーを落として電気を遮断するものでございます。以上です。

◎品川幸久委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

令和5年の一般質問のほうで、やはりまだ市民のほうに浸透していない、まだ知っている人が少ないというような質問もありました。今後どのように周知をするかお聞かせ願いたいと思います。

◎品川幸久委員長

予防課長。

●長田予防課長

委員の質問にお答え申し上げます。令和5年6月時点では、まだ認知のほうは進んでございませんでしたが、その後、広報紙、ホームページあるいは各イベントにおきまして、市民の皆様方に広報をしているところでございます。今後も感震ブレーカーを認知し、設

置していただきますように広報活動を継続してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

◎品川幸久委員長
吉井委員。

○吉井詩子委員
以前からと比べたら広報をしてきたということなのですが、そのことによって設置をしているところが増えたとか、そういう結果について教えてください。

◎品川幸久委員長
予防課長。

●長田予防課長
まだまだ広報のほうที่足りないのか、そのような、定期的に認知をしていただいているというふうに認識はしているものの、まだ完全に周知はしていないというふうに考えてございます。以上でございます。

◎品川幸久委員長
吉井委員。

○吉井詩子委員
ということは、まだそういう設置をしているおうちは少ないという理解でよろしいですか。

◎品川幸久委員長
予防課長。

●長田予防課長
はい、全国的な統計を見ましても、まだそのあたりが認知されていないというところでございますので、今回の条例の改正をお願いするものかというふうに考えております。以上です。

◎品川幸久委員長
吉井委員。

○吉井詩子委員
分かりました。一言で感震ブレーカーといっても様々な種類があって、また値段のほうも様々なものがあるというように内閣府・消防庁などから出ているチラシ等を見ても分かります。この令和5年の質問のときでも様々な、そのときに様々ないろいろな値段のものが

あるんですが、助成についても考えたかどうかという質問があったかと思います。その答弁に対して様々な観点から研究をしてまいりますというような答弁をされておられますので、それからどのような研究されたのか、他市の状況であったりとかどういうふうに研究されたのかお尋ねいたします。

◎品川幸久委員長
危機管理課長。

●前村危機管理課長

今委員仰せのとおりですね、様々な種類、価格、費用面でも違いが出てきております。他市の状況も確認をして、今現在三重県内では5つの自治体で助成制度を設けております。今後も引き続き研究していきたいと考えております。

◎品川幸久委員長
吉井委員。

○吉井詩子委員

令和5年度では亀山と熊野だけだったのが、5つになったということなんですが、どこが増えたんでしょうか。

◎品川幸久委員長
危機管理課長。

●前村危機管理課長

亀山市、熊野市に加えまして、桑名市、玉城町、紀宝町の3自治体が追加となっております。

◎品川幸久委員長
吉井委員。

○吉井詩子委員

はい、分かりました。助成の考え方、様々あるかと思うのですが、先ほどの御答弁で広報のほうも完全ではないという御答弁もいただきました。この広報、助成のこと、金額が例えわずかであっても助成をすることで、そのことを広報することによって、両方の効果が出されると思うんですが、その辺についていかがお考えでしょうか。

◎品川幸久委員長
危機管理課長。

●前村危機管理課長

三重県も含めまして、今後も研究をしてまいりたいと思います。

◎品川幸久委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

研究はずっと長いことをされるんじゃないかって、なるべく早く決めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

大野委員。

○大野寛文委員

大野です。すみません、初めて質問させていただきます。今僕としてはやっぱりそういった予防する機器っていうのは必要だと思っているので、ぜひ周知をしていただきたいと思ってるんですけど、その推奨するメーカーさんであったり、商品っていうものの選定っていうのはどういった基準でやられてるのでしょうか。

◎品川幸久委員長

予防課長。

●長田予防課長

推進するメーカーとか機器っていうのはございません。一般的に感震ブレーカーという流れでございますのでメーカー等の指定はございません。以上でございます。

◎品川幸久委員長

大野委員。

○大野寛文委員

ということは、感震のブレーカーであれば、どのメーカーであっても助成金を出すという形ではよろしいのでしょうか。

◎品川幸久委員長

暫時休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時08分

◎品川幸久委員長

休憩を閉じ、会議を続けます。

もう、よろしいですか。

○大野寛文委員

はい、大丈夫です。

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

副委員長

○久保真副委員長

昨今の報道でいろいろ林野火災とかね、延焼っていうのも毎日のように聞かせてもらってますんで、その事についてちょっとこの今回の条例の第29条の8のところちょっと質問させてもらいたいと思いますんでよろしくお願ひします。29条の8で、気象の状況が火災の予防上注意を要すると認めるときに、林野火災注意報を発することができるかとあるんですけど、これどんな時に発令するんですか、ちょっと教えていただけますか。

◎品川幸久委員長

予防課長。

●長田予防課長

久保副委員長の御質問にお答え申し上げます。伊勢市において気象庁から乾燥注意報および暴風警報または強風注意報が発表されたとき、それから火災予防上注意を要する場合に発令したいというふうに考えております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

副委員長

○久保真副委員長

ありがとうございます。その火災予防上注意を要する場合ってあると思うんですけど、その場合条件ってありますか、例えば風速何メートルとか乾燥注意報何パーセントとか、そういうような要件を満たすなんかこう基準というのがあればちょっと教えていただけますかね。

◎品川幸久委員長

予防課長。

●長田予防課長

当市におきまして、林野火災注意報を発令する気象状況に至らない場合、林野火災注意報は、乾燥注意報および暴風警報または強風注意報というふうを考えておるんですけども、それに至らない場合にもかかわらず火災が多発した場合、また、今後気象庁から少雨に関する情報であるとか、あるいはその他特異な気象状況などが発表された場合に発令しようというふうを考えてございます。以上でございます。

◎品川幸久委員長

副委員長

○久保真副委員長

分かりました。ありがとうございます。林野火災注意報を発表する場合っていうのは、住民とかにもしっかりと周知をしていただきたいと思いますと思うんですけど、それ以前にですね、いろんな、キャンプ場にある簡易サウナ施設等も届け出はないとは聞いてますけれども、あるかもしれませんので、そういうところにはしっかりとポスターなり、また啓発なりしていただいてですね。未然の予防にしっかりと努めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で議案第121号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第121号 伊勢市火災予防条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第129号 いせ市民活動センターの指定管理者の指定について】

◎品川幸久委員長

次に、97ページをお開きください。

97ページから98ページの「議案第129号 いせ市民活動センターの指定管理者の指定に

ついて」を御審査願います。

御発言はありませんか。

神谷委員。

○神谷明子委員

よろしく申し上げます。神谷です。いせ市民活動センターを指定管理者を指定して、こちらを博物館という形で使用するということだったと思うんですけども、お間違えないでしょうか。

◎品川幸久委員長

市民交流課長。

●山下市民交流課長

この4月からですね、今までこの市民活動センターの北館、南館ってあったんですが、北館2階に伊勢市歴史博物館が整備され、別の施設の位置づけになります。ですので、市民活動センターの指定管理につきましては、この歴史博物館を除く市民活動センターの部分になります。

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

○神谷明子委員

はい。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

発言もないようですので、以上で議案第129号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第129号 いせ市民活動センターの指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第130号 伊勢市矢持会館の指定管理者の指定について】

◎品川幸久委員長

次に、99ページをお開きください。

99ページから100ページの「議案第130号 伊勢市矢持会館の指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第130号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第130号 伊勢市矢持会館の指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第131号 伊勢市朝熊ふれあい会館の指定管理者の指定について】

◎品川幸久委員長

次に、101ページをお開きください。

101ページから102ページの「議案第131号 伊勢市朝熊ふれあい会館の指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第131号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第131号 伊勢市朝熊ふれあい会館の指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

以上で付託案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【閉会中の継続審査・調査案件について】

◎品川幸久委員長

次に、「閉会中の継続審査・調査案件について」を御協議願います。これまで常任委員会におきましては、閉会中の継続審査・調査項目として、配付の常任委員会の継続審査・調査案件一覧表のとおり、調査をしてまいりました。当委員会の閉会中の継続審査・調査案件を定めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。それでは、閉会中の継続調査項目として、委員長から提案をさせていただきます。1つ目に、「防災対策に関する事項」、2つ目に、「ふるさと未来づくりに関する事項」、3つ目に、「公共施設マネジメントに関する事項」、4つ目に、「総合計画推進事業に関する事項」、5つ目に、「自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する事項」、これを提案したいと思います。

このことにつきまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、「防災対策に関する事項」、「ふるさと未来づくりに関する事項」、「公共施設マネジメントに関する事項」、「総合計画推進事業に関する事項」、「自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する事項」について、閉会中の継続審査・調査項目とすることに決定し、会議規則第109条の規定により、議長に申し出をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

以上で御審査いただきます案件は終わりましたので、これを持ちまして、総務政策委員会を閉会をいたします。

閉会 午前10時17分

上記署名する。

令和7年12月18日

委員長

委員

委員